

(平成21年2月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

昭和39年9月に結婚する以前は、母親がA村役場で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

また、結婚しB村に転居した後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をB村役場で納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A村が保管する被保険者名簿によれば、申立人とその母親は、申立期間以前の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を現年度納付していたことが確認でき、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の供述と符合する。

また、申立人の被保険者名簿は、申立期間のうち、婚姻前の昭和37年4月から39年1月までの期間について、いったん「検認済」のスタンプを押印した上から抹消線を引き、手書きで記録を訂正したことが確認できるが、当該納付記録には、記録訂正の時期及び理由の記載は無く、訂正経緯が明らかでない。

さらに、A村では、社会保険庁が保管する申立人の納付記録との突合を、昭和39年1月、同年6月及び40年11月の3回にわたり実施しているが、42年3月18日にB村が作成した申立人の被保険者記録にも、37年4月から39年1月までの期間について、当初「A村にて納付済み」と記載した納付記録を、後日に訂正した形跡が認められることから、申立人の納付記録は、A村における3回にわたる社会保険庁の納付記録との突合で

は記録訂正に至らなかったものと推察され、申立人が昭和 37 年 4 月から保険料を納付していたとすれば、少なくとも、42 年 3 月までの約 5 年間、当該期間の国民年金保険料は納付済みとして整理されていたものと推察される。

加えて、社会保険庁が保管する台帳管理簿では、申立人の氏名が正しく表記されているが、A 村の被保険者記録の申立人氏名は誤記のまま、今日まで訂正された形跡が見当たらず、申立期間当時、社会保険庁及び A 村における申立人の納付記録の管理に不手際があったものと認められる。

一方、申立期間のうち、婚姻後の昭和 39 年 9 月から 42 年 3 月までの期間については、B 村が保管する被保険者記録により、申立人が B 村で国民年金の住所変更手続を行ったのは 42 年 3 月 18 日であったことが確認できる上、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人の妻は 42 年 4 月に国民年金に加入手続したものと推察されることから、39 年 9 月当時には国民年金に未加入であった申立人の妻が、その当時は B 村に住所変更手続していなかった申立人との、夫婦二人分の国民年金保険料を B 村役場に納付していたとする申立人の主張は不合理である。

加えて、申立期間のうち、婚姻後の昭和 39 年 9 月から 42 年 3 月までの期間は申立人の妻も未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月の期間及び54年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和54年5月
③ 昭和56年6月から同年10月まで

申立期間①については、私が国民年金保険料を納付していたはずなのに未加入期間とされていることに納付できない。申立期間②及び③の国民年金保険料についても、私がA町役場で納付していたと思うので未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立人の夫は、昭和44年3月に厚生年金保険の資格を取得したことに伴い、その時点で国民年金の資格を喪失すべきところ、申立人と共に43年10月に国民年金の資格を喪失しており、既に納付済みであった同年10月から44年3月までの国民年金保険料が45年3月に還付処理されていることが確認できる。

しかし、これは、本来、申立人が強制加入被保険者となる期間について、^{そきゅう}遡及した事実と異なる資格喪失によって納付済期間が未加入期間とされたものであり、当該期間の保険料相当額が還付されていることにより申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していた事実が確認できる上、申立期間①のうち任意加入対象期間である昭和44年3月分については申立期間当時の国民年金法附則第6条により、任意加入被保険者として納付があったとみなすことが妥当である。

また、申立期間②は、1か月と短期間であり、昭和54年5月に、申立人の夫の厚生年金保険の資格喪失時に、任意の未加入期間から国民年金

の加入手続をしていたものと推察される上、申立期間②の翌月から保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付しない事情も見当たらない。

一方、申立期間③について、申立人は厚生年金保険資格喪失後の国民年金の加入手続については記憶が無いとしており、国民年金の保険料は、A町役場で申立人の夫の分と併せて定期的に納付していたとしているだけで、具体的に、いつ、いくら、どのように納付したかは定かでないとしており、国民年金保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間及び54年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和56年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年11月から51年3月まで
③ 昭和54年4月から55年3月まで
④ 昭和55年10月から57年2月まで

昭和49年1月に父親がA市役所の出張所で私の国民年金の加入手続をし、52年4月に結婚するまでは、両親が地域の会館に来ていた市役所の年金担当職員に、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

結婚後は、夫が厚生年金保険に加入しているため国民年金には任意加入となることを知らなかったため、納めるものと思って夫のボーナスが出ていた8月と11月ごろの2回に分けて半年分ずつの国民年金保険料をまとめて納付していた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立期間④のうち、昭和56年6月から同年9月までの期間については、申立人の夫は国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人の夫の前後の国民年金手帳記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人の夫は同年8月4日ごろに加入手続したものと推察され、このことは、申立人が同年8月にB市に転入手続した際に申立人の夫の加入手続と一緒に申立人自身の任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更手続を行ったとする供述と符合しており、申立内容には不自然さはみられない上、申立人が、その夫の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を現年度納付しながら、申立人自身の国

民年金保険料を納付しない事情等も見当たらない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から、昭和49年8月に加入し、資格取得日を20歳到達時である同年1月まで遡^{さかのぼ}ったものと推察されることから、申立人の父親が、その時点で申立人の国民年金の加入し、資格取得日を20歳到達時である同年1月まで遡^{さかのぼ}ったものと推察されることから、申立人の父親は過年度保険料を収納していない市役所の職員には申立人の国民年金保険料を納付できなかったものと推察される。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和50年6月に実家のあるA市からC市へ転出し、さらに、51年3月にはD市に住所変更手続きしていたことが確認できることから、当時、A市に居住していた申立人の両親が申立期間②の国民年金保険料を、A市役所に納付することはできなかったものと推察される。

加えて、婚姻後の国民年金保険料の納付方法について、申立人は、その夫のボーナス支給時期に半年分の国民年金保険料をまとめて納付していたと供述し、申立人の所持する国民年金保険料現金領収証書により、昭和54年11月21日に、社会保険事務所が発行した過年度納付書により、申立期間③の直前の、53年7月から54年3月までの9か月分の国民年金保険料を過年度納付したことが確認できるが、その一方で、申立人が国民年金保険料を現年度納付していたことが確認できる申立期間③と④との間の55年4月から同年9月までの国民年金保険料の納付方法については、申立人は、その納付方法を記憶していないなど、申立人の、婚姻後の国民年金保険料の納付方法が明らかでない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年6月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間、平成 11 年 9 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 平成11年9月
③ 平成11年12月

申立期間①について、私たち夫婦が自宅で毎週集金に訪れる金融機関の職員に、国民年金保険料を納付していた。申立期間②及び③については、私が市役所か社会保険事務所から毎月、自宅に集金に来てもらい、納付書に現金を添えて納付していたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも短期間である上、申立期間を除くすべての期間について申立人の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立期間①の前後の期間について、申立人とその夫の納付状況は、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられる上、申立人の夫の国民年金保険料はすべて納付済みである。

さらに、申立期間②及び③については、この前後の期間は現年度納付されており、申立期間②及び③のみ納付しない特別な理由も見当たらず、未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から48年3月までの期間及び58年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から48年3月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

昭和47年5月末に厚生年金保険の資格を喪失後、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も母親がA町役場の支所で納付していた。

昭和58年4月からは、夫の給料から私の国民年金保険料も引かれているはずで、自分では保険料を納付していないが、61年3月まで未加入期間となっているのは納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間①について、申立人の母親が国民年金の加入手続や保険料の納付をしていたとしており、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の両親は既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の所持している国民年金手帳は、昭和48年9月27日にA町で発行されており、このころに国民年金の加入手続を行われたものと推認できるが、その時点では、申立期間①の保険料は過年度分となることから、申立人の母親が納付したとするA町役場支所で納付することはできない。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和58年4月1日にB町で発行された領収印が無い昭和58年度国民年金保険料納入通知書を所持し

ているが、社会保険庁及びB町の記録では、同年4月1日に国民年金の資格を喪失していることが確認でき、申立人が未加入期間の国民年金保険料を納付したとすることは考え難い。

このほか、申立人は申立期間②の国民年金保険料については、申立人の夫の給料から支払われており、自分自身では保険料を納付していないとしているが、その夫の給料から国民年金保険料が控除されていた事実はいかがわらず、申立人が昭和61年4月以降の第3号被保険者期間と申立期間②とを勘違いしている可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から昭和47年3月まで

昭和48年12月ごろ、社会保険事務所の職員が公民館に来た時に、未納分の保険料を納付しないと65歳から年金を受け取ることができないと言われ、6万円程度の保険料を2、3回に分けて納付した記憶があり、未納となっているのは納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間の保険料6万円程度を、2、3回に分けて郵便局で自分が納付したとしているが、納付回数や金額についてはっきりとした記憶ではない上、社会保険庁の特殊台帳では、昭和36年5月から41年4月までの期間のうち、国民年金被保険者期間の46か月分の保険料4万1,400円を49年12月に特例納付しており、さらに、47年7月から48年3月までの国民年金保険料9か月分4,950円を49年10月に過年度納付しているが、当該特例納付及び過年度納付について記憶が無く、このことと申立期間に係る保険料を納付したものと勘違いしている可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月から60年3月まで
昭和56年ごろに私が役場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、私か母親が、社会保険事務所か役場から送付されてきた納付書により毎月、家族4人分（私、両親及び弟）の国民年金保険料を役場か金融機関又は口座振替により納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は、自分自身又はその母親が国民年金保険料を納付していたと主張するだけで、納付方法に係る記憶が著しく曖昧である上、申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険庁及び町の記録によれば、申立人の両親及びその弟も申立期間は未納であるほか、申立人及びその両親は、申立期間以前の昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料を過年度納付又は追納していることが確認できるが、申立人とその両親の納付年月日は異なっていることから、申立期間だけは家族4人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の供述は信憑性が無い。

加えて、申立人は毎月、役場か金融機関又は口座振替で保険料を納付したとしているが、申立期間当時は3か月ごとの期別納付であった上、申立人が口座振替により保険料の納付を開始したのは、平成14年度からであったことが確認でき、申立人の供述と異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から23年3月12日まで
平成19年6月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答だった。
脱退手当金を受けた記憶は全くないので、厚生年金保険の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている者のうち、脱退手当金の受給要件が被保険者期間6か月とされた昭和22年9月1日から23年8月1日までに退職し、6か月以上の被保険者期間を有する者の記録を確認したところ、9人中8人が脱退手当金を受給しており、受給者全員が2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金は事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から10日後の昭和23年3月22日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月から 25 年 1 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、昭和 18 年 11 月から 35 年 12 月までの間は A 事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和 18 年 11 月 26 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び 25 年 1 月 1 日から 35 年 12 月 28 日までの期間は、A 事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間については、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和 21 年 1 月 1 日から 24 年 1 月 1 日までの期間は、同事業所において厚生年金保険の被保険者が存在しないことが確認できるほか、申立人が一緒に働いていたとする同僚 4 人のうち 3 人は、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、社会保険事務所の記録によると、A 事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているほか、申立人が一緒に働いていたとする当時の同僚も所在が不明であり、供述等を得ることがで

きない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から31年11月まで
② 昭和32年から34年まで(月不明)

A社(①の期間)及びB事業所(②の期間)に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 A社に係る申立期間①について、社会保険事務所に保管する同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「当時の関係書類は残されておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できない。」との回答を得ている。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、社会保険事務所に保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる者4人に照会したところ、一人からは、「申立人が勤務していたかどうかは不明。当時の社員名簿も調べてみたが、名簿には申立人の名前が記載されていないことから、勤務してい

たとすれば、臨時工員だと思われるが、臨時工員については厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との供述を得ており、他の3人からは回答が得られず、申立てに係る供述等を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 B事業所に係る申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B事業所又は名称が類似した事業所で厚生年金保険の適用事業所となっているものは無いことから、関係団体に同事業所の所在について照会したところ、「駅付近で操業していたようだが、現在は無く、詳細については分からない。」との回答を得ている。

また、申立人は事業主の名前を記憶していないほか、申立人が一緒に働いていたとする同僚一人については所在が不明であり、申立てに係る供述等を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月 10 日から同年 10 月 16 日まで
② 昭和 52 年 5 月 11 日から同年 10 月 29 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社B事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は両申立期間について、A社B事業所（平成 10 年 3 月、A社C事業所に名称変更、現在は、A社本社。以下同じ。）に勤務していたと認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、昭和 60 年 5 月 15 日から同年 10 月 27 日までの期間はA社B事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかし、両申立期間については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、A社本社に照会したところ、「申立人は、臨時雇用者として勤めていた。当時、臨時雇用者は、短期の季節雇用であるため、雇用保険は掛けていたが厚生年金保険には加入させていなかった。」

との回答を得ている。

加えて、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる者に照会したところ、「当時、季節労働者は、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していないと思う。」との回答を得ている上、申立人が一緒に働いていたとする同僚二人にも厚生年金保険の被保険者記録が無いほか、申立人が当時の雇用形態について、「季節労働であった。」としていることから、当時の事業主は季節労働者を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は、両申立期間について、国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。